

## ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド

追加型投信／国内／株式

特化型



※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。  
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。  
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

&lt;委託会社&gt; 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:22,257億円

(資本金・運用純資産総額は2024年8月30日現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

&lt;受託会社&gt; 三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号

0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>委託会社のホームページは  
[こちらからご覧頂けます。](#)

ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月25日に関東財務局長に提出しており、2024年11月10日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファンド・オブ・ファンズ

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。 )は、主としてわが国の上場している株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### ● 特色①

組入投資信託証券を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ・ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・ 組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

■ 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド(適格機関投資家専用)	日本の株式
明治安田マネープール・マザーファンド	日本の公社債等

※上記投資信託証券をそれぞれ「組入投資信託証券」、「マザーファンド」ということがあります。

※組入投資信託証券については、後述「■ 追加的記載事項」をご参照ください。

### 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

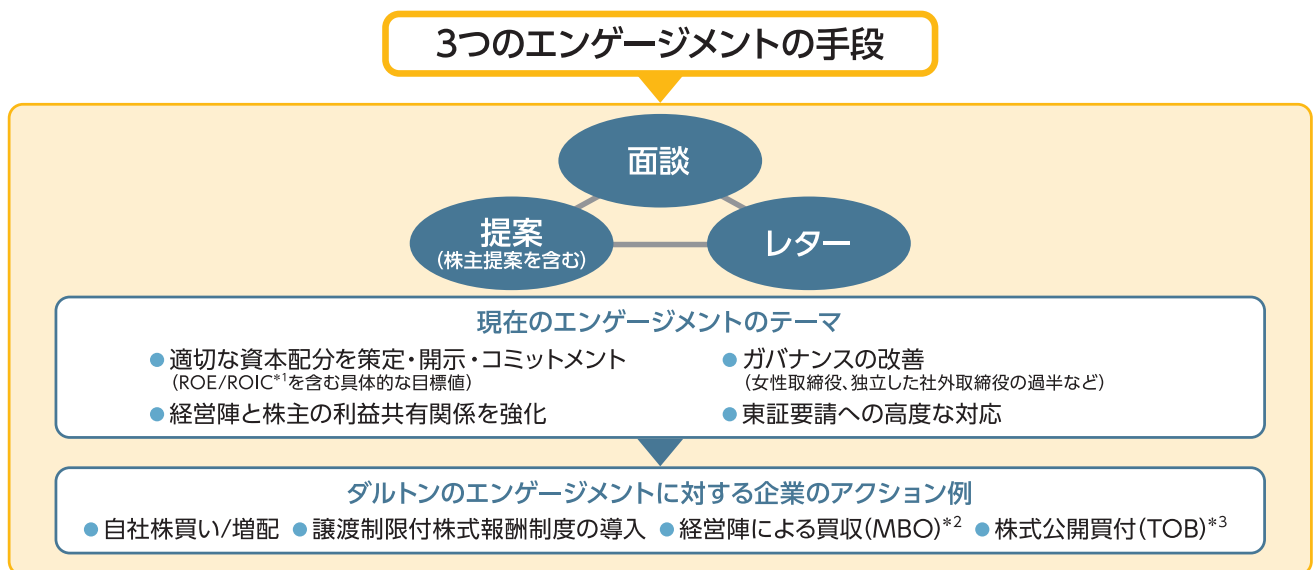
※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、日本株式市場における独自の調査活動を通じて厳選した銘柄を投資対象とするため、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

## ●特色②

実質組入銘柄の企業に対して、エンゲージメント(対話)や提案を通じて企業価値の中長期的な向上を促します。

### ダルトンのエンゲージメントプロセスのイメージ



### 長期目線のエンゲージメントを通じて、パートナーとして企業価値向上と適正な株価の実現を目指す

※上記はエンゲージメントプロセスの一例であり、すべてのケースを網羅するものではありません。  
今後変更となる場合があります。

出所:ダルトン・インベストメンツの資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成



#### \*1 ROEとは

自己資本利益率のことで株主資本に対する当期純利益の割合を示します。

#### ROICとは

投下資本利益率のことで企業が調達した資本に対してどれだけ効率的に利益を上げたかを示します。

#### \*2 経営陣による買収(MBO)とは

企業の経営陣が株式や一部の事業部門を買収し、経営権を取得することです。

#### \*3 株式公開買付(TOB)とは

通常の市場売買でなく、あらかじめ買い取る期間、株数、価格などを提示し、市場外で不特定多数の株主から一括して上場企業の株式を買い集めることです。

### ●特色③

組入投資信託証券の運用は、UBPインベストメンツ株式会社が行います。  
なお、UBPインベストメンツ株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象であるダルトン・ジャパン・パートナー戦略マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をダルトン・インベストメンツ・インクに委託します。

#### ▶UBPインベストメンツ株式会社について

- ・ スイス・ジュネーブに本拠点を置く資産運用会社UBP(ユニオン・バンケール・プリヴェ)の日本拠点です。
- ・ 日本国内の投資家向けに国内外の伝統的資産及びオルタナティブ投資による資産運用サービスを提供しております。

#### ▶ダルトン・インベストメンツについて

- ・ 米国ロサンゼルスに運用拠点を置き、主に日本企業に投資をしている投資顧問会社です。
- ・ ロサンゼルスの他に東京、ラスベガス、ニューヨーク、香港、ムンバイ、シドニーに拠点があります。

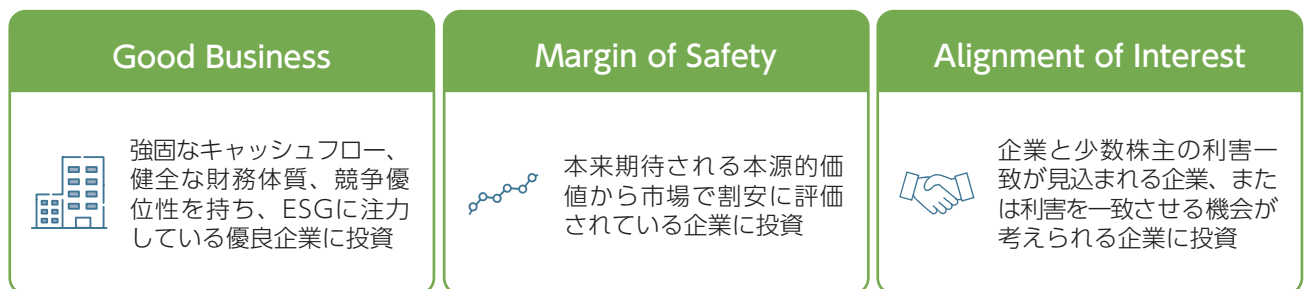
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 運用プロセス

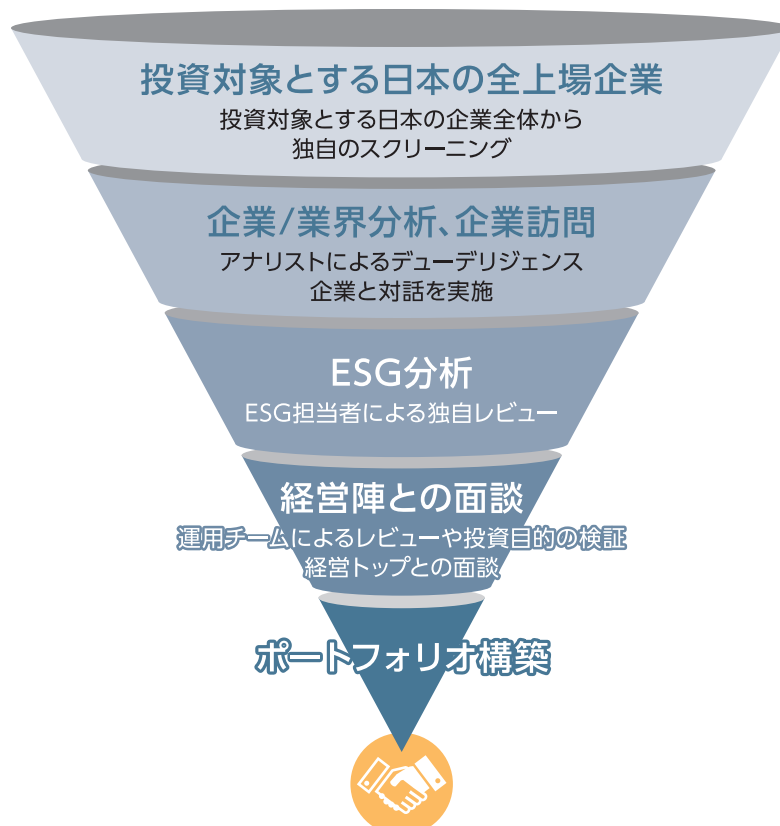
### <組入投資信託証券の運用プロセス>

投資にあたっては、ボトムアップアプローチによる企業の財務分析や資本配分政策、経営陣との面談等による銘柄分析を通じて、事業の競争力・キャッシュフロー創出力に優れながら、本源的価値と株価の乖離が大きい銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。

### 銘柄選定基準



### 運用プロセス



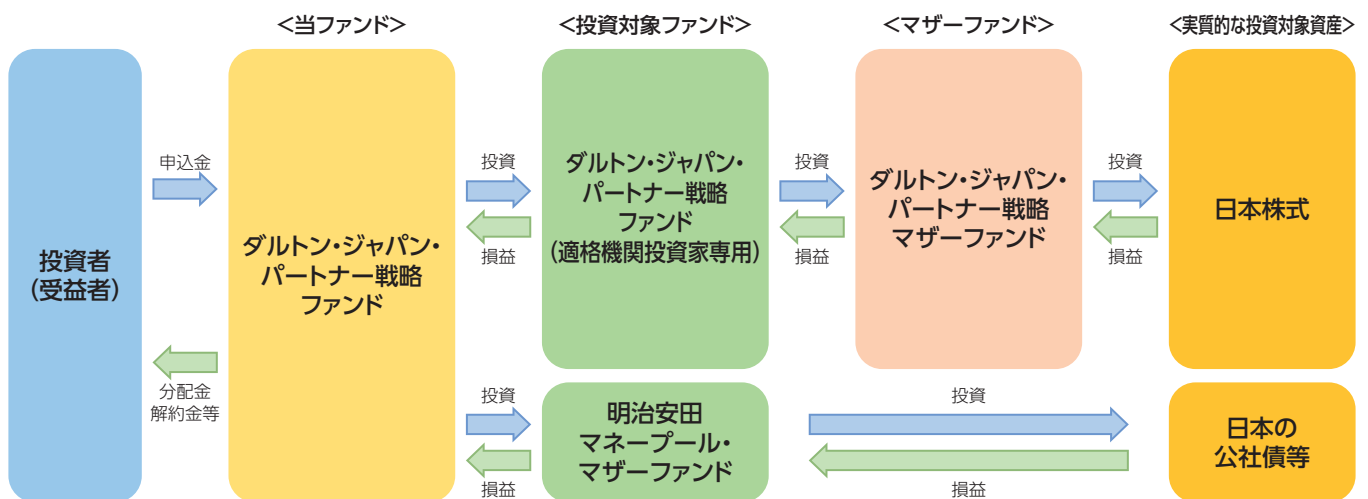
**エンゲージメント(対話)**  
全ての投資先と積極的に対話することから始まる

出所:ダルトン・インベストメンツの資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成

※上記は、今後変更になる場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## ■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引等の使用	デリバティブ取引の直接利用は行いません。

## ■ 分配方針

年1回(8月20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 追加的記載事項

### 組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。  
組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名	ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド(適格機関投資家専用)
形態	国内籍私募投資信託
設定日	2024年12月9日
信託期間	無期限
基本方針および 主要投資対象	ダルトン・ジャパン・パートナー戦略マザーファンド(以下、「マザーファンド」)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。</li><li>2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</li><li>3. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li><li>4. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</li></ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"><li>1. マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</li><li>2. 株式等への直接投資は、原則として行いません。</li><li>3. マザーファンドを通じて行う一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li><li>4. 外貨建て資産への直接投資は行いません。</li><li>5. マザーファンドを通じて行う投資信託証券(上場投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li><li>6. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は行いません。</li></ol>
決算日	年1回 毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日)



信託報酬

信託報酬の総額は、次に掲げる①信託報酬と②成功報酬との合計額とします。

① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

なお、委託会社が受領する信託報酬等には、マザーファンドにおいて、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受領する報酬が含まれます。

信託報酬の総額	販売会社	委託会社	受託銀行
年率0.8745% (税抜0.795%)	年率0.011% (税抜0.01%)	年率0.825% (税抜0.75%)	年率0.0385% (税抜0.035%)

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。

② 成功報酬

i. 委託会社は、上記①の信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式(以下、「HWM」といいます。)を用いた成功報酬を受領します。

ii. 成功報酬の計算

ファンドの毎営業日において、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額(成功報酬額および当該成功報酬額に係る消費税等に相当する金額を控除する前(諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額並びに①の信託報酬(当該営業日の成功報酬を除きます。))および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後であり、かつ、当該営業日が計算期間の末日の場合は当該計算期間の末日の収益分配金額を控除する前とします。)の信託財産の純資産総額を、当該営業日における受益権口数で除して得た額を言います。以下、同じ。)の1万口当たりの額が、下記iiiに規定するHWMを超えている場合には、当該超過額に10%(税抜)を乗じて得た額を1万で除した額に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額(円未満は切り捨てるものとします。)とします。

iii. HWMの算定方法

a. 成功報酬の算定の初回に用いるHWMは10,000円とします。

b. ある営業日において成功報酬額を計上した場合、当該ある営業日の翌営業日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある営業日のHWMは、当該ある営業日の1万口当たりの成功報酬額控除前基準価額から当該ある営業日に計上した1万口当たりの成功報酬額(当該成功報酬額に係る消費税等に相当する額を含みます。)を控除した額とします。

c. 当該ある営業日が投資対象ファンドの計算期間の末日の場合は、当該ある営業日の翌営業日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある営業日のHWMは、上記a, bにおいて計算されるHWMから、当該計算期間の末日に決定した1万口当たりの収益分配金を控除した額とします。

d. ある営業日において、受益権の分割を行う際は、当該ある営業日の翌営業日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある営業日のHWMは、分割前の残存口数を用いて上記a, b, cの方法で計算されるHWMを当該分割数で除し、円未満の端数は切り上げた額とします。

その他費用

信託事務の諸費用、ファンドの監査報酬等の実費は、信託財産中から支弁します。

関係法人

委託会社：UBPインベストメンツ株式会社  
マザーファンドの運用委託先：ダルトン・インベストメンツ・インク

(ご参考)

ファンド名	ダルトン・ジャパン・パートナー戦略マザーファンド
基本方針および 主要投資対象	主にわが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li><li>2. 投資にあたっては、ボトムアップアプローチによる企業の財務分析や資本配分政策、経営陣との面談等による銘柄分析を通じて、事業の競争力・キャッシュフロー創出力に優れながら、本源的価値と株価の乖離が大きい銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。</li><li>3. 組入銘柄の企業に対して、エンゲージメント(対話)や提案を通じて企業価値の中長期的な向上を促します。</li><li>4. 組入株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</li><li>5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li><li>6. 運用にあたっては、ダルトン・インベストメンツ・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</li></ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。</li><li>2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</li><li>3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li><li>4. 外貨建て資産への投資は行いません。</li><li>5. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li><li>6. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は行いません。</li></ol>
決算日	年1回 毎年7月31日(休業日の場合は翌営業日)
関係法人	委託会社 :UBPインベストメンツ株式会社 運用委託先 :ダルトン・インベストメンツ・インク

※前記の国内籍私募投資信託は今後設定される予定のため、費用等の内容は変更される場合があります。

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設立日	2011年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	1. 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 2. ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決算日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

※前記の内容は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。

## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
特化型運用にか かるリスク (銘柄集中リスク)	当ファンドが主要投資対象とする組入投資信託証券は、日本株式市場における独自の調査活動を通じて厳選した銘柄を投資対象とするため、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。 当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、実質的に銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## ■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

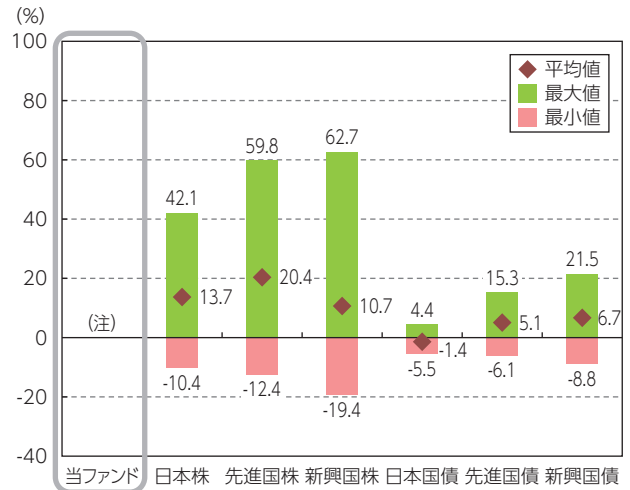
## 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注)当ファンドは、2024年12月6日設定予定ですので、該当データがありません。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2019年9月～2024年8月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、2024年12月6日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

# 3. 運用実績

(注)当ファンドは、2024年12月6日から運用を開始することを予定しています。

2024年8月30日現在

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

---

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。  
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <b>0.3%</b> の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	—
購入の申込期間	①当初申込期間:2024年11月11日から2024年12月5日まで ②継続申込期間:2024年12月6日から2025年11月19日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。



信託期間	無期限(2024年12月6日設定)
繰上償還	組入投資信託証券(投資対象ファンド)が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	8月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	1,500億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 <a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a>
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.122%(税抜1.02%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。	
	<b>&lt;内訳&gt;</b>	
	配分	料率(年率)
	委託会社	0.33%(税抜0.3%)
	販売会社	0.77%(税抜0.7%)
	受託会社	0.022%(税抜0.02%)
	投資対象とする投資信託証券*1	0.8745%(税抜0.795%)程度*2
	実質的な負担*1	<b>1.9965%(税抜1.815%)程度</b>
	<b>&lt;内容&gt;</b>	
	支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価	
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
投資対象とする投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等	
実質的な負担	—	
*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。		
*2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。また、有価証券の売買手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合があります。 投資対象とする投資信託証券における委託会社の信託報酬の総額は、上記信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク(以下、「HWM」といいます。)方式を用いた成功報酬を受領します。HWM方式の実績報酬とは、ファンドの毎計算日における10,000円当たりの基準価額がHWMを上回った場合、その超過額に11%(税抜10%)の率を乗じて得た額を10,000で除して得た額に計算日における受益権総口数を乗じて得た額を成功報酬とします。設定日におけるHWMは10,000円とし、設定日の翌営業日以降、毎営業日において、上記に基づく実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額がその時点のHWMを上回った場合は、翌営業日以降のHWMは当該基準価額に変更されます。また、決算時に収益分配が行われた場合には、HWMは当該収益分配金額を控除されたものに調整されるものとします。 (前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)		

<b>その他の費用・手数料</b>	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>
-------------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315%

※上記は2024年8月30日現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント